入　札　説　明　書

原子力発電環境整備機構が発注する「茨城県常陸大宮市の文献調査に関する情報の収集・整理」に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、別添「仕様書」に定めるほか、この入札説明書によるものとする。

１．入札方法等

（１）入札を希望する者は、入札書、必要に応じて委任状、内訳書（入札金額の算定根拠）を持参により提出すること。

（２）落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の消費税を除いた金額を入札書に記載すること。

（３）入札金額の「内訳書」（算定根拠）を併せて提出のこと。

（４） 再委託を予定している場合は、別記様式１「実施体制図」及び再委託先の事業概要並びに業務実績等を提出のこと。電子データも併せて提出すること。

（５） 開札の結果、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札書が無いときは、再度の入札を行う。

２．支払条件

確定検査後払い

３．入札説明書等に対する照会

〒108-0014
東京都港区芝四丁目１番23号　三田NNビル２階
原子力発電環境整備機構 総務部 経理・資材グループ
電話：03-6371-4146（直通）
mail：shizai@numo.or.jp

４．その他

（１） 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２）本件は、別冊契約書案をもとに契約を締結することとなるため、契約条項の内容を承知の上、別冊原子力発電環境整備機構入札心得を遵守して入札に参加すること。

（３） 落札者との間で締結する契約が、別に定める「契約の公表に関する事務取扱要領」の公表要件に該当する場合には、契約の相手方の商号又は名称、契約金額等について原子力発電環境整

備機構ＨＰにて公表するものとする。

（４） 本件入札に際して機構から提供された情報は、本件入札のためにのみ使用するものとし、他の目的のために使用することは認めない。

（５） 再委託については、機構が再委託の必要性を確認した場合等を除き原則禁止とする。契約当初から再委託を予定している場合は、別記様式１に基づき実施体制図を作成し、再委託先の事業概要及び業務実績等とともに入札時に機構に対し提出する必要がある。機構にて実施体制に問題がないことを確認した後に契約の締結を行う。また、必要な事項について再委託先と書面により契約を締結し、再委託先の管理を徹底すること。詳しくは別紙「再委託の取扱いについて」を参照すること。

（６）履行証明書について

① 入札参加者は､仕様書に示す業務に関して履行する能力があるかを証明するための履行証明書（様式１）を、入札公告３．（４）の入札書の提出期限までに提出しなければならない。

② 履行証明書は封筒に入れ封し、かつその封皮に入札件名及び「履行証明書在中」と記載すること。

③ 履行証明書の作成に要する費用は提出者の負担とする。

④ 入札公告３．（１）担当箇所から、提出された資料に関して説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

⑤ 入札公告３．（１）担当箇所は、提出された書類を本件以外に提出者に無断で使用することは無い。

⑥ 受領した書類は返却せず、差替え及び再提出は認めない。

以　上

（様式１）

年　　月　　日

履　行　証　明　書

原子力発電環境整備機構　殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

入札説明書について、下記のとおり証明します。

記

履行期間中に、「茨城県常陸大宮市の文献調査に関する情報の収集・整理」の仕様書における要件等をすべて満たした業務の提供が可能であることを証明いたします。

なお、本業務の適合証明書については、別添のとおりです。

以上

別添

適 合 証 明 書

「茨城県常陸大宮市の文献調査に関する情報の収集・整理」の入札説明書４．（６）に基づき、以下のとおり証明いたします。

項	条件	合否	合否判定の根拠となる事由・提出資料
1	主任技術者は、技術士（総合技術監理部門（応用理学））、技術士（応用理学部門）、シビルコンサルティングマネージャー（以下「ＲＣＣＭ」という。）（地質）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒業後 18 年以上相当）であること。		主任技術者の候補を示す書類（仕様書 様式－２（案）（押捺不要、業務経歴書添付））を提出すること。
2	本業務の実施にあたり、技術士（総合技術監理部門（応用理学））、技術士（応用理学部門）、ＲＣＣＭ（地質）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒業後 18 年以上相当）が取りまとめや主要な技術的判断を行う体制（再委託先（※1）を含む）となっていること。 なお、再委託先の要員を含める場合は、当該要員の役割及び従事内容を明確にし、受託者による管理体制が明示されていること。 ※1 再委託先の認定には落札者決定後、当機構の定める基準に基づく手続きが別途必要となる。再委託を予定する場合、当機構の要求する基準を満たすように留意する。		以下の資料を提出すること。 ・ 項２の条件を満たす技術者の氏名、所属、本業務における役割及び履行体制が確認できる資料 ・ 当該技術者の保有資格を証明する資料。ただし、同等の能力及び経験を有する者の場合は、業務経歴及び経験年数を確認できる資料 ・ 当該技術者が再委託先に所属する場合は、当該要員に係る上記資料
3	至近 10 年以内で地層処分、原子力施設又は大深度に関わる地質関係の机上検討、調査等において、複数の業務実績（元請での受注実績（JV を含む）又は主要な役割を担った実績）を有すること。		業務実績概要（※2）を示した書類を提出すること。 ※2 業務実績概要には以下を記載すること。 ・業務名称 ・発注者 ・履行期間 ・業務概要 ・従事した役割（主任技術者、担当技術者等）

注　「合否」欄については機構において記入する

別　紙

再委託の取扱いについて

１．再委託の承認申請

・再委託は、機構が再委託の必要性を確認した場合等を除き原則禁止。

＜再委託認定基準＞
・事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理に関する業務以外の再委託について、以下の要件のいずれかを満たす場合にこれを認める。
①受託者が再委託した方が効率的である場合
②委託内容に高い知見を持った第三者を必要とする場合
③その他事情を勘案し、必要な場合

・契約当初から再委託を予定している場合は、別記様式１に基づき実施体制図を作成し、入札時に再委託先の事業概要及び業務実績等とともに機構に対し提出する必要がある。機構にて実施体制に問題ないことを確認した後に契約の締結を行う。なお、再委託比率が５０％を超える場合はその理由を書類に記載のこと。

２．契約上の留意事項

・契約締結後、受託者は契約を遵守するために必要な事項について再委託先と書面にて約定すること。

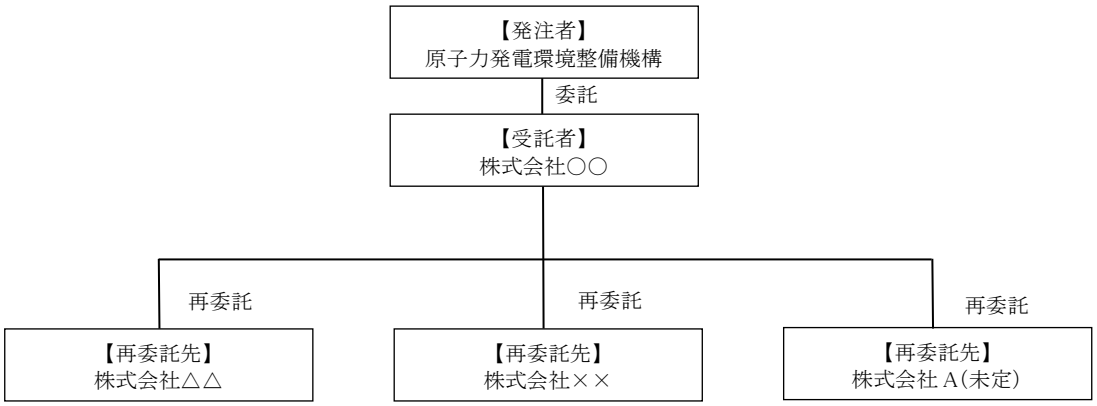
３．再委託先の管理

・受託者は、再委託先の行為について、全ての責任を負うこととし、再委託先の管理を徹底すること。

以　上

別記様式１「実施体制図」

● 実施体制図　件名「茨城県常陸大宮市の文献調査に関する情報の収集・整理」



		住所	業務内容	金額(税込、円)
受託者	株式会社○○			
再委託先	株式会社△△			
再委託先	株式会社××			
再委託先	株式会社Ａ（未定）			
その他	軽微な再委託の合計			
再委託費計				
契約金額				
再委託比率				%

※再委託比率とは、再委託の契約金額（税込）÷契約総額（税込）×100 により算出した率のことを指す。小数点以下第 2 位を四捨五入にて算出すること。

※機構との契約締結後、契約書第 11 条 3 項に基づき再委託承認申請書の提出が必要となる場合は、以下の通り。

・再委託先の追加・変更

・再委託先の名称・所在地の変更

・再委託する業務内容の追加・変更

・再委託比率が50%を超える場合

・再委託予定金額の変更（増加の場合に限る）

※受託者は、契約書の第 11 条第 5 項に記載の事項について、機構との契約締結後に再委託先と書面にて約定を行い、写しを機構に提出すること。

※軽微な再委託とは、1 件あたりの契約金額が 100 万円未満で、かつ委託費総額の 50%以下の再委託を指す。

● 再委託を行う理由

・株式会社△△・・・

・株式会社××・・・

・株式会社Ａ（未定）・・・

● 再委託比率が50%を超える場合はその理由